

自殺対策推進課長会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における生きることの包括的な支援の推進に資するため、庁内に自殺対策推進課長会議（以下「課長会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 課長会議は、次に掲げる事項に係る事務を所掌する。

- (1) 自殺の現状把握に関する情報交換
- (2) 自殺対策の連携に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 課長会議は、別表に掲げる職員を委員として組織する。

(会長等)

第4条 課長会議に会長を置き、民生局健康部保健所保健予防課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 課長会議の会議は、会長が招集する。

2 課長会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 課長会議の庶務は、民生局健康部保健所保健予防課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、課長会議の運営に関し必要な事項は、課長会議の同意を得て会長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市長室国際交流・基地政策課長 同人権・ダイバーシティ推進課長 経営
企画部企画調整課長 総務部総務課長 財務部財務管理課長 文化スポ
ーツ観光部企画課長 税務部税制課長 民生局福祉こども部地域福祉課
長 同障害福祉課長 同生活支援課長 民生局地域支援部市民生活課長
民生局健康部地域健康課長 同保健所保健予防課長 民生局こども家庭
支援センターこども家庭支援課長 環境部環境政策課長 経済部経済企
画課長 都市部都市計画課長 建設部土木計画課長 港湾部港湾企画課
長 上下水道局経営部総務課長 消防局救急課長 教育委員会事務局学
校教育部支援教育課長